令和6年9月定例会会議録(第3号)

令和6年9月10日 火曜日 午前10時00分開議 鈴 木 富美子 議 長 金 子 豊 美 副議長

出席議員(16名)

1番	並	井	直	之	議員	2番	鈴	木	英	則	議員
3番	勝	見	英 -	一朗	議員	4番	鈴	木		裕	議員
5番	鈴	木	悟	司	議員	6番	鈴	木	_	則	議員
7番	渡	部	正	之	議員	8番	竹	田	陽	_	議員
9番	内	谷	邦	彦	議員	10番	渡	部	秀	樹	議員
11番	浅	野	敏	明	議員	12番	金	子	豊	美	議員
13番	平		進	介	議員	14番	梅	津	善	之	議員
15番	今	泉	春	江	議員	16番	鈴	木	富身	€ 子	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

内	谷	重	治	市	長	齋	藤	環	樹	副	#	1	長
竹	田	利	弘	政策推進参	与	髙	石	潤	<u> </u>	危機	と 管	理参	: 与
新	野	弘	明	総務参事兼地域づくり推進	課長	梅	津	義	徳	厚生参	事兼福祉	Ŀあんしん	心課長
渡	邊	恵	子	総合政策課	長	桑	嶋		徹	総務認	見危機 管	7理担当	課長
青	木	邦	博	技 術 参	与	赤	間	茂	樹	産業参	事兼商	新工振興	課長
佐	藤		久	建設参事兼上下水道	課長	竹	田		洋	教育》	(長兼学	2校教育	課長
髙	橋	嘉	樹	農林課長併農業委員会事務	局長	若	月	由	紀	建	設	課	長
渡	部	和喜	子	福祉あんしん 長寿介護・地域包括支援センター担		丸	Ш	康	博	消	防	主	幹

事務局職員出席者

 鈴木飯久事務局長
 小林克人副主幹兼補佐小阪桃子議事調査主査

 市川明絵主
 任

議 事 日 程(第3号)

令和6年9月10日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 市政一般に関する質問

11番 浅 野 敏 明 議員

13番 平 進 介 議員

8番 竹 田 陽 一 議員

15番 今 泉 春 江 議員

5番 鈴 木 悟 司 議員

本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)に同じ

開議

〇鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、土屋正人教育長から本日の会議を欠席 させてほしい旨の届出がありましたので、ご報 告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第 3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○鈴木富美子議長 日程第1、市政一般に関する 質問を昨日に引き続き行います。

なお、浅野敏明議員から資料の配付について 申出があり、会議規則第150条の規定により許 可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、順次ご指名いたします。

浅野敏明議員の質問

〇鈴木富美子議長 順位 6 番、議席番号11番、浅 野敏明議員。

(11番浅野敏明議員登壇)

○11番 浅野敏明議員 おはようございます。 本日の質問は2つの項目になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 早速1番目の質問に入らせていただきます。 都市計画法は1919年(大正8年)に制定され、 戦後の経済成長を受け、1968年(昭和43年)に 新たな都市計画法(新法)が制定されました。

新法では、国から地方公共団体への決定権限の移譲と正式な住民参加の導入とともに、都市拡張を制限するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分する線引き制度と開発許可制度が導入され、さらに市街化区域に用途地域指定を義務づけ、用地地域を9区分に細分化されました。

その後、1980年(昭和55年)の改正では、新たに再開発地区計画が加えられ、公共施設整備による規制緩和の提供と引換えに行うもので、従来の都市計画の概念が大きく変わりました。

1992年(平成4年)の改正では、市町村の都市計画の基本方針(都市計画マスタープラン)が導入され、住居系用途地域の規定が厳密になり、用途地域が12区分に細分化され、現都市計画法では13区分になっています。また、地方分権推進法に基づき市町村の都市計画審議会が法定化され、特別用途地区を市町村条例で決定できるようになりました。

2000年(平成12年)の改正では、準都市計画 区域が創設され、1~クタール以上の開発許可 が必要になるほか、立体都市計画制度が導入さ れました。

都市計画は、都市の未来の姿を想定し、規制や整備を行い、適正な発展を促すため、道路や公園などの都市施設を整備することや市街地の開発を進める計画を表します。

そのため、本市でも平成5年度に本市都市計画マスタープランが制定され、直近では2018年(平成30年度)に制定されています。

国土交通省では、都市計画は、社会経済情勢の変化を踏まえ適時適切な見直しが行われることが望ましく、都市の骨格を定める都市計画道路についてもコンパクトシティ・プラス・ネッ